

未来へつなぐ
より良い教育環境をめざして

市原市学校規模適正化基本方針

2017年9月
市原市教育委員会

はじめに

近年、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化・情報化の進展など、我が国の社会経済情勢はますます複雑化・多様化し、こうした社会の変化は、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。

私は、変化の激しい予測困難な時代にあっても、子どもたちには、一人一人が持つ豊かな感性や個性を生かし、変化に対し主体的に関わっていくことで、将来社会で活躍できるよう、その資質と能力を最大限に伸ばして欲しいと切に願っています。

これまで、本市では、児童生徒数が減少する中、より良い教育環境づくりを目指し、2007年に策定された「市原市における学校規模適正化の基本的考え方」に基づき、加茂地区、南総地区、市東地区の学校規模適正化を図ってまいりました。

しかし、この間にも、更なる学校の小規模化が進行し、国の新学習指導要領においては、対話や議論を通じて考えを深めたり、試行錯誤しながら問題を発見・解決するなどの「生きる力」を育てていく方向性が示されるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化しました。

これらの状況を踏まえ、教育環境の向上を最優先とする観点から、本市の学校規模適正化の基本方針を策定するため、有識者等で構成される附属機関「市原市学校規模適正化検討委員会」に諮問を行いました。検討委員会では、子どもたちが資質と能力を伸ばしていくための学校規模適正化の方向性等について調査検討いただき、2017年5月に「市原市学校規模適正化基本方針（答申）」としてとりまとめていただきました。

市教育委員会として、検討委員会からの答申を最大限に尊重するとともに、説明会等を通して市民の皆様からいただいた御意見を可能な限り反映し、このたび、「市原市学校規模適正化基本方針」を策定しました。

今後、本方針の具現化に当たっては、各学校や地域のより詳細な実情を踏まえつつ、保護者や関係者等と十分に協議・調整を行い、「未来へつなぐ より良い教育環境づくり」のため、計画的な取組を進めてまいりたいと考えています。

結びに、本計画策定に当たり、貴重な答申をいただきました市原市学校規模適正化検討委員会、また、答申に対し御意見をいただいた皆様に心から御礼を申し上げますとともに、本方針の実現に向けて、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市原市教育委員会 教育長 前田 周一

目 次

1 策定の趣旨	1
2 対象期間	1
3 学校を取り巻く状況	1
(1) 人口の推移と見通し	2
(2) 児童生徒数と学校の推移	2
(3) 1校当たりの児童生徒数の比較	3
(4) 学校施設の配置状況	4
(5) 児童生徒数の見通し	5
(6) 学校規模適正化の実施状況	6
(7) 関連施策の評価（要約）	7
(8) 国の動向	8
4 学校の小規模化の影響及び学校規模適正化の効果について	9
(1) 学校の小規模化の影響	9
(2) 学校規模適正化で見込まれる効果	10
5 市原市における適正な学校規模	11
6 学校規模適正化の基本的考え方	12
7 適正化の方策	12
8 学校規模適正化等に伴う通学支援のあり方	14
(1) 通学支援の基本的考え方	14
(2) 通学支援の方策	14
9 学校の活性化及び教育内容の充実に向けた方策	15
10 本方針の具現化に向けて	17
資料編	
• 策定経過	18
• 諮問書、答申書	19
• 市原市学校規模適正化検討委員会 委員長あいさつ文	20
• 市原市学校規模適正化検討委員会 委員名簿	21

1 策定の趣旨

教育委員会では、児童生徒数の減少により学習活動に支障が生じている状況（以下「学校の小規模化」という。）が進行する中、2007年に有識者等で構成される「市原市学校規模適正化検討委員会」から提出された「市原市における学校規模適正化の基本的な考え方」に基づき、加茂地区・南総地区・市東地区の学校規模適正化を進めてきました。

しかし、この間にも更なる学校の小規模化が進行するとともに、国の新学習指導要領では、グローバル化や情報化の進展など、変化の激しい社会に対応するために、対話や議論を通じて考えを深めたり、試行錯誤しながら問題を発見・解決するなどの「生きる力」を育むことが重要であるとの方向性が示されるなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、市では2016年8月に教育施策の根本となる方針である「市原市教育大綱」を策定し、基本理念「未来へつなぐ いちはらの教育」の実現に向け、幼児教育から学校教育、生涯学習へとつなぐ確かな教育の実践と、市民・地域の力「市原力」を教育に活用することにより、一人一人の資質と能力を最大限に伸ばし、地域への誇りと愛着を持ち社会の中で活躍する人材を育む教育に取り組んでいます。

これらの状況を踏まえ、大綱の基本理念の実現を念頭に、教育環境の向上を最優先とした新たな学校規模適正化の方針を策定するため、学識経験者、教職員代表、保護者代表等で構成される附属機関「市原市学校規模適正化検討委員会」に諮問を行った結果、2017年5月に「市原市学校規模適正化基本方針（答申）」が提出されたところです。

本基本方針は、この答申を基本に、児童生徒の確かな学力や社会の中で活躍する力を身に付けるために必要な教育環境づくりを最優先に考え、「未来へつなぐより良い教育環境づくり」に向けた教育委員会としての方向性を示すものです。

なお、本基本方針は、地域の特性を踏まえた学校規模適正化や教育内容の充実、学校の活性化等について、保護者や地域の方々等と検討を進める上での端緒となる方向性や考え方を提示するものであり、本基本方針の具現化に向けては、改めて保護者や地域の方々等と方向性やその具体的方法等について、十分に協議・調整を行った上で、関係者の理解と協力のもとで実施するものです。

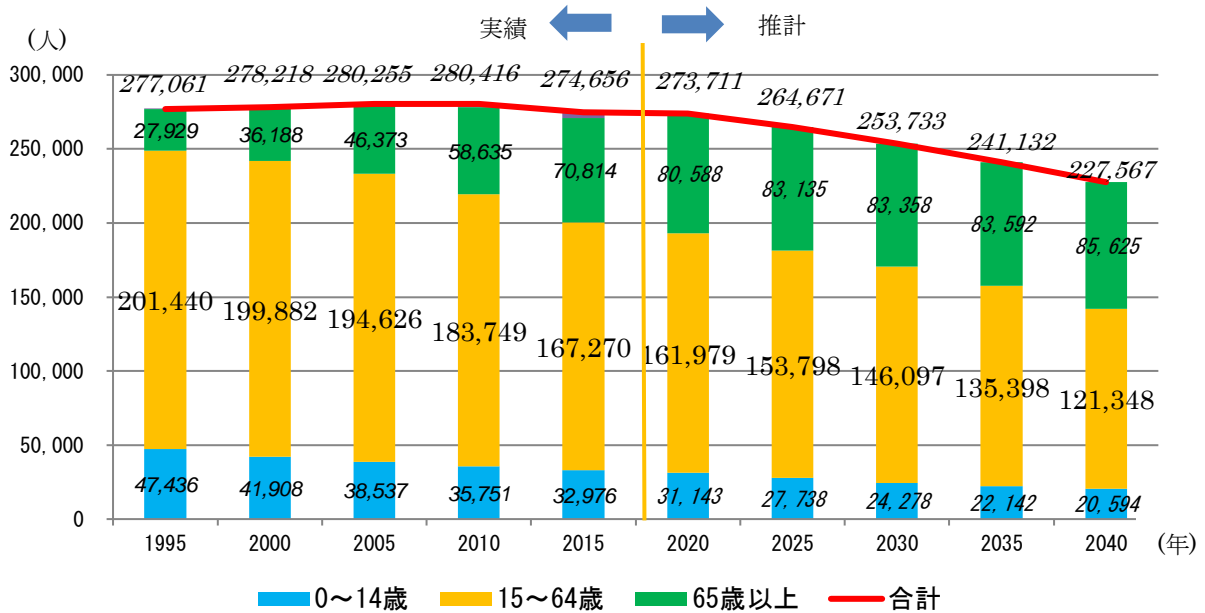
2 対象期間

本方針の対象期間は、おおむね2017年から2026年の10年間とします。

3 学校を取り巻く状況

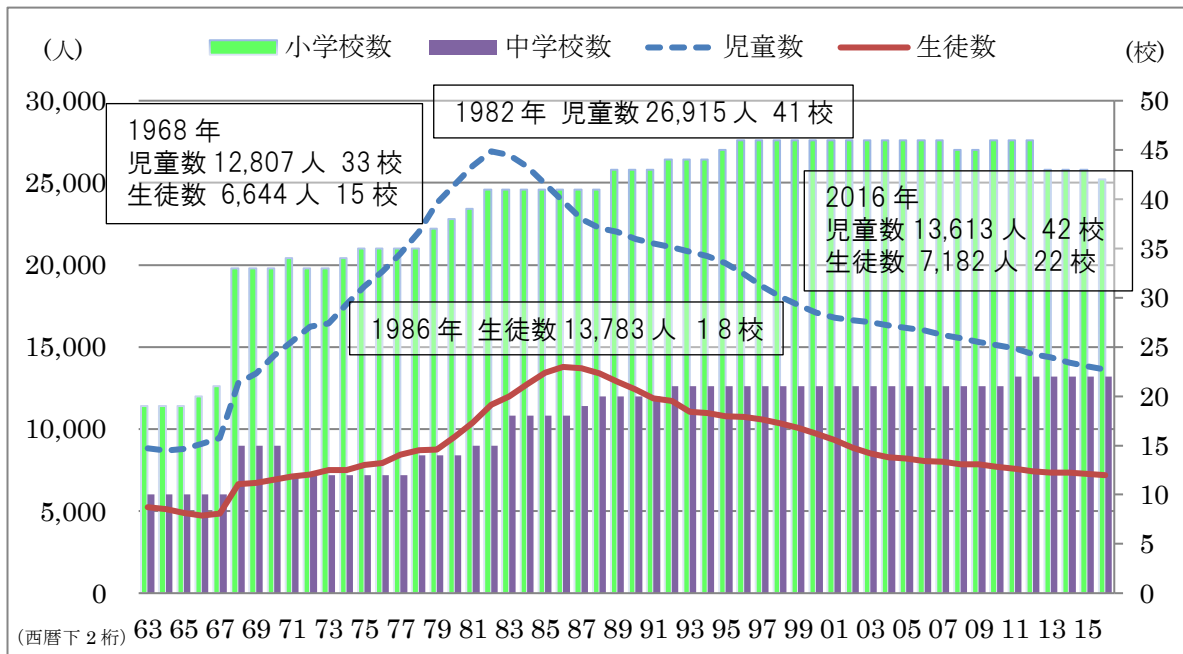
(1) 人口の推移と見通し

市原市人口ビジョンの現状値推計では、今後も本市の人口は減少傾向が続き、2040年には227,567人になると推計されています。0～14歳の人口は2040年には、2015年の約6割に減少すると推計されています。



(2) 児童生徒数と学校数の推移

2016年の児童生徒数は、ピーク時の半数近くまで減少し、市制施行後、南総町、加茂村の合併によりおおむね現在の市域となった、1968年頃の水準となっています。



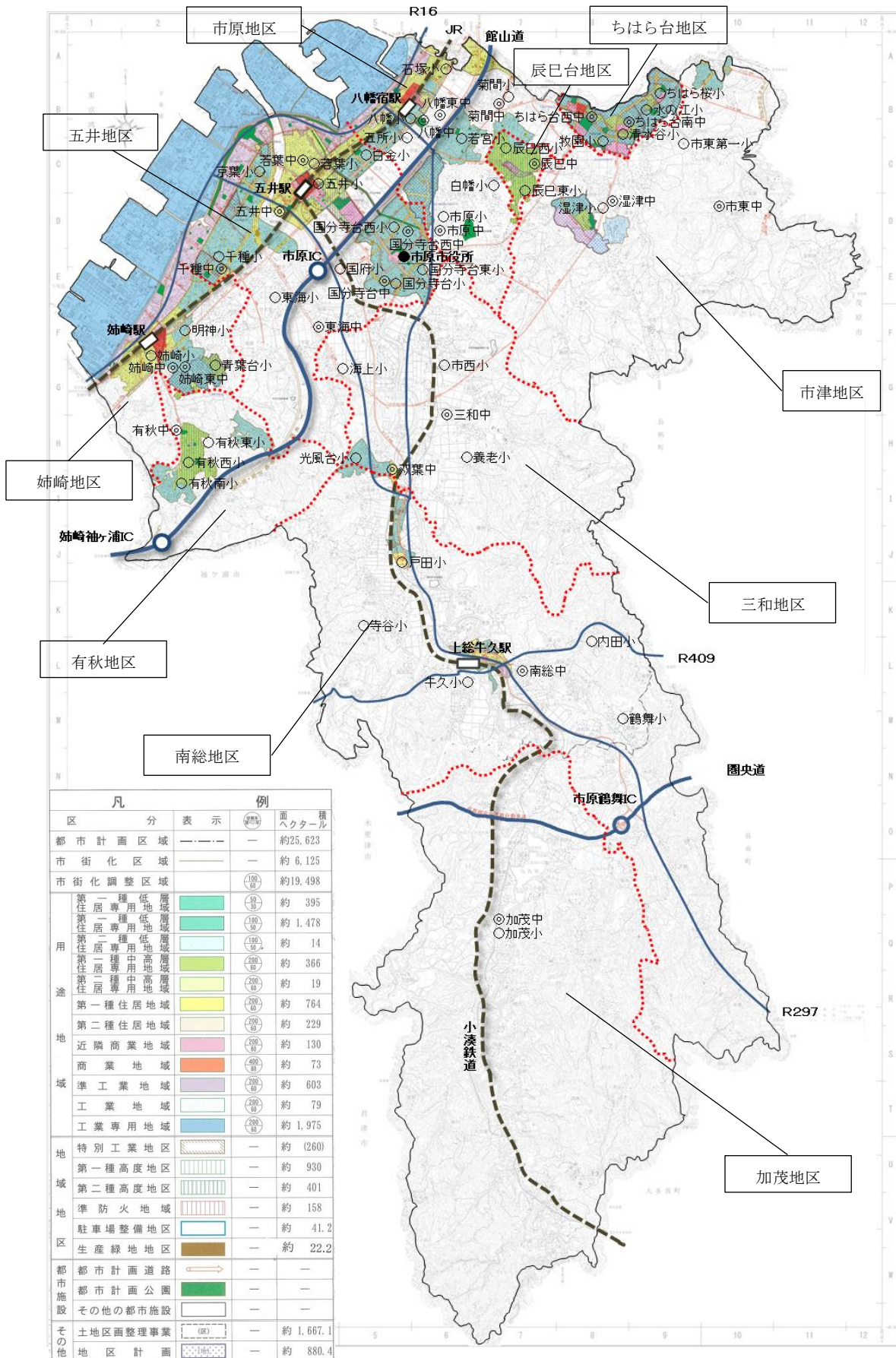
(3) 1校当たりの児童生徒数の比較

1校当たりの児童生徒数は、県内他市と比べ、少ない状況となっており、市域が広域であることなどから、学校数が多いことなどが要因と考えられます。

2016年5月1日現在

自治体名	児童数	小学校数	1校あたりの児童数	生徒数	中学校数	1校あたりの生徒数
千葉市	49,318	113	436	24,541	56	438
船橋市	33,384	54	618	14,888	27	551
松戸市	23,167	45	515	11,532	20	577
市川市	22,012	38	579	9,672	15	645
柏市	21,714	42	517	10,125	21	482
流山市	9,898	16	619	4,150	9	461
習志野市	8,807	16	550	4,198	7	600
八千代市	11,138	22	506	5,369	11	488
市原市	13,613	42	324	7,182	22	326
木更津市	7,137	19	376	3,493	13	269
袖ヶ浦市	3,337	8	417	1,692	5	338
君津市	3,945	17	232	2,051	11	186
平均	17,289	36	474	8,241	18	447

(4) 学校施設の配置状況 (2017年度時点)



(5) 児童生徒数の見通し

過去15年間の学校ごとの児童生徒数の推移に基づき推計しました。ただし、土地
区画整理事業などより、人口の大幅な変動が見込まれる地域の学校については、直
近の動向や転入者の見込み等を考慮して推計しました。

①小学校

地区名	小学校名	2016年度		2021年度		2026年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数※	児童数	学級数※
市原	五所	227	10	189	8	128	6
	市原	268	12	192	8	130	6
	菊間	310	12	252	11	181	8
	若宮	267	12	230	10	185	8
	白幡	252	11	258	11	250	11
	石塚	352	12	351	13	349	13
	八幡	401	13	424	15	450	15
姉崎	青葉台	340	12	264	12	159	7
	姉崎	314	12	278	12	262	12
	明神	376	13	351	13	316	12
五井	国府	76	6	63	6	53	5
	東海	221	9	209	9	202	9
	若葉	350	12	287	12	234	10
	白金	351	12	316	12	283	12
	国分寺台	479	17	417	14	306	12
	国分寺台東	355	12	334	13	308	12
	国分寺台西	522	18	461	16	410	14
	京葉	601	19	544	18	486	16
	千種	901	29	978	30	1,010	31
	五井	962	29	1,027	32	1,073	33
三和	海上	60	6	42	5	31	4
	養老	114	6	85	6	63	6
	市西	141	6	118	6	88	6
	光風台	327	12	264	12	208	9
市津	市東第一	105	6	89	6	80	6
	湿津	273	11	303	12	380	14
辰巳台	辰巳台東	408	15	367	13	271	12
	辰巳台西	441	15	429	15	380	14
南総	内田	53	5	46	5	36	4
	鶴舞	100	6	71	6	61	6
	寺谷	105	6	84	6	63	6
	戸田	200	8	152	7	116	6
	牛久	249	10	199	8	158	7
加茂	加茂	121	6	88	6	62	6
有秋	有秋南	176	7	148	6	124	6
	有秋西	289	11	244	11	239	10
	有秋東	227	9	260	12	260	12
ちはら台	ちはら台桜	720	24	552	18	446	15
	清水谷	577	19	501	17	518	19
	水の江	402	14	492	16	596	19
	牧園	580	18	672	22	718	23

②中学校

地区名	中学校名	2016年度		2021年度		2026年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数※	生徒数	学級数※
市原	菊間	125	6	104	4	86	3
	八幡東	149	6	131	6	113	5
	市原	160	6	150	6	117	5
	八幡	595	17	444	14	456	14
姉崎	姉崎東	235	8	210	7	182	6
	姉崎	334	10	289	10	258	9
五井	東海	94	3	70	3	61	3
	若葉	343	11	288	10	238	8
	国分寺台西	377	12	338	11	291	10
	国分寺台	392	12	345	12	326	11
	千種	433	13	429	13	452	14
	五井	831	24	870	24	892	25
三和	三和	183	6	154	6	127	5
	双葉	260	9	198	7	142	6
市津	市東	67	3	50	3	39	3
	湿津	117	5	147	6	224	8
辰巳台	辰巳台	672	19	509	15	443	14
南総	南総	308	11	232	8	173	6
加茂	加茂	90	3	69	3	53	3
有秋	有秋	318	9	379	12	367	12
ちはら台	ちはら台西	367	12	443	14	431	13
	ちはら台南	732	22	726	21	666	19

※ 2021年度、2026年度の学級数については、児童生徒数及び学級数の実績値を斟酌し、推計したものです。

(6) 学校規模適正化の実施状況

市では、2007年7月に有識者で構成される市原市学校規模適正化検討委員会から「市原市における学校規模適正化の基本的な考え方」が提出され、これに基づき加茂地区、南総地区及び市東地区の学校規模適正化を進め、教育環境の向上に向けた取組を進めています。

学校規模適正化実施地区の概要

地区	実施時期	方法	実施結果
加茂地区	2013年4月	高滝、白鳥、富山、里見の4小学校を加茂小として統合するとともに、加茂中敷地内に併設し、小中一貫教育校を設置	統合前：白鳥小30人、富山小26人、里見小40人 ⇒複式学級解消※1
南総地区	2016年4月	平三小を鶴舞小へ統合	統合前：平三小7人 ⇒複式学級解消
市東地区	2017年4月	市東第二小を市東第一小へ統合	統合前：市東第二小20人 ⇒複式学級解消

(7) 関連施策の評価（要約）

市では、学校規模適正化や小規模化対策に関連する次の施策を実施し、2016年度にその評価を行っています。

①小中一貫教育校 ※2（加茂学園、2013年度実施）の評価

学校規模全体が大きくなることで、小規模・少人数による教育活動の制限からくる諸問題に対しては、一定の改善が図られている。

「中一ギャップ」の解消に効果が見られ、学習面では、小学校1年生からの英語教育、5年生からの教科担任制等により、着実な成果を挙げている。体力面においても、4年生からの教科担任制及び部活動参加により、成果が認められる。

学校と地域が連携し、地域住民、保護者からも高評価を受けている。

一方、「小学校教育のけじめをつけて欲しい」、「小中学生が一緒に行事をやることに少し限界がある」などの保護者意見もあり、その対応が必要となっている。

②小規模学級特認校 ※3（海上小学校、国府小学校 2013年度実施）

制度の目的である複式学級の解消や地域コミュニティの活性化が図られていると評価でき、多様化する保護者ニーズの受け皿としての役割も果たしている。

一方、授業展開や音楽・体育などの一定の集団が必要な教科では、小規模化に伴う制約は完全には解消できていない状況である。

転入学児童の状況をみると、近隣に大規模校があることなど、立地が重要である。

また、今後は、特色をさらに充実させ、モデル校としての役割を担っていくことも重要である。

※1 複式学級：2つ以上の学年を1つに編制した学級。小学校では他学年とあわせて16人以下までの場合、1学級となる。（ただし、1年生を含むときは8人以下）

※2 小中一貫教育校：特認校小中の円滑な接続を目指し、9年間を通じた教育課程を編成し系統的な教育を目指した教育を実施する学校

※3 小規模学級特認校：小規模校の良さを生かした特色ある教育を実施し、一定の条件のもとで市内全域からの就学を認める学校

(8) 国の動向

国においては、1956年に中央教育審議会の答申を踏まえて、1957年に「学校統合の手引き」作成し、翌1958年には小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めるなど、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。1973年には、地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合存置する方が好ましい場合もあることなどを通知しています。

さらに、少子化の進行等を踏まえ、2015年1月に文部科学省において「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引き」という。）が作成され、各学校設置者が、地域の実情に応じた学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討するための、基本的方向性や留意点等が示されました。

国の手引きでは、小学校は、まずは複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上であることが必要としつつ、クラス替えや同学年に複数教員を配置する必要性などから、1学年2学級以上（12学級以上）が望ましいとしています。

また、中学校においては、クラス替え等を可能とするためには、1学年2学級以上であることが必要としつつ、免許外指導をなくすためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとしています。

（参考）国の手引きにおける学校規模の標準を下回る場合の対応の目安（抜粋）

	学校規模	対応の目安
小学校	1～5学級(複式学級が存在する規模)	教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	6学級(クラス替えができない規模)	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の児童数も勘案し、児童数が少ない場合は特に課題が大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	7～8学級(全学年ではクラス替えができない規模)	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境のあり方を検討することが必要である。
中学校	1～2学級(複式学級が存在する規模)	教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	3学級(クラス替えができない規模)	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、生徒数が少ない場合は特に課題が大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	4～5学級(全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模)	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境のあり方を検討することが必要である。

4 学校の小規模化の影響及び学校規模適正化の効果について

学校の小規模化が進行する中で、児童生徒が確かな学力や社会で活躍する力を身に付けていくために必要な教育環境づくりに向けては、学校の小規模化の影響について整理し、対応策を講ずることが必要です。

(1) 学校の小規模化の影響

観 点	内 容
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨する場が少なく、向上心が育ちにくくなる。 ・話し合い活動や共同作業的な活動などでは、意見の多様性に欠けたり、全体の作業量が限られたりするため、学習内容の深まりや広がりが制限される。 ・出張や研修会で担任が学校を離れる際、自習時間が多くなる。 ・授業、学校行事等で発表や活躍する機会が多くなるが、集団での学習活動において多様な見方や考え方に触れられるよう配慮する必要がある。
学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会や体育祭、音楽行事など学級対抗ができず盛り上がり欠ける。 また、競い合う場面が少なく切磋琢磨する機会に恵まれなくなる。
集団生活	<ul style="list-style-type: none"> ・1学年1学級の単学級になると学級編制替えがないため、学級の人間関係や児童生徒の中の価値観が固定されがちになり、多様なものの見方、考え方を学んだり、そこから児童生徒自らが新しいルールや人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。その結果として、人間関係の固定化・序列化を招く恐れがある。また、いじめが解消されにくく、転校を余儀なくされる場合もある。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。 ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。 ・集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくくなる。
クラブ・部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動などの種類が少なくなる。 ・技術面において競争する場に恵まれず、切磋琢磨することや大会等で好成績をあげることが難しくなる。
指導・研修 ・校務	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の絶対数が少ないことから、各教科に応じた教員をバランスよく配置することや、習熟度別学習などに対応した指導体制を組むことに支障が生じやすくなる。 ・教材研究や指導方法について単独で取り組む状況になりやすい。教員同士の連携や切磋琢磨する機会が少なくなり、指導力の向上に影響が出る。 ・校務分掌の数が多く1人にかかる負担が大きく、一人一人の児童生徒へのきめ細かい指導や教材研究をおこなう時間が制約される。 ・教員数が少ないため、緊急対応時や学級経営に問題が生じた場合等、他の教員による支援体制を構築することが難しくなり、学校運営全体に影響を及ぼす。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市の研究会や研修会等への参加について、全教科、領域等をカバーすることができず、学校として特定教科の最新情報等の入手が困難になる。 ・免許外指導の教科が発生する可能性がある。 ・一人一人を把握でき、個に応じたきめ細かな指導が可能となるが、学習活動の中で、近年求められている社会性やコミュニケーション能力を育めるような工夫が必要になる。 ・教職員間の連携調整が図りやすいが、一人当たりの校務負担等が大きくなるため、教材研究や校内研修の時間の確保等に配慮が必要になる。 	
施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の清掃や施設設備の維持管理が行き届かなくなる。 ・特別教室等の施設が利用しやすく、ICT機器などの教材が行き渡りやすくなる。 	
P T A等	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たりの役割や経費負担が大きくなる。 	
教科	国語	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えと他の人の考えを比較したり、考えを練り上げたりすることができなくなる。
	社会	<ul style="list-style-type: none"> ・共同学習や発表を聞いての比較学習が成立しなくなる。
	算数 数学	<ul style="list-style-type: none"> ・文章題において多方面からの考えが出にくくなる。 ・答えを導く際、得意な子に引っ張られる可能性がある。
	理科	<ul style="list-style-type: none"> ・実験データ数が少なく、予想や比較ができなくなる。結果を元にした話し合いができなくなる。
	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱、輪唱、合奏など多くの人数を必要とする学習が成立しなくなる。
	図工	<ul style="list-style-type: none"> ・共同制作が難しくなる。友達の作品鑑賞により多様な表現のあることに気付く機会が少なくなる。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動やグループ間の比較などができなくなる。
	体育	<ul style="list-style-type: none"> ・集団種目はミニ化され、正しいルールが体得できなくなる。 ・常に限られたチーム編成となり学級対抗などができなくなる。 ・集団ゲームやダンス等、集団規模が小さいと学習そのものが成立しなくなる。
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数が少ないため、登下校時の安全指導等に支障が生じる場合がある。 	

(2) 学校規模適正化で見込まれる効果

学校の小規模化は、上記のとおり多くの課題があり、学校規模の適正化を図ることにより、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る上で必要なグループワーク、集団による討論等や習熟度別学習などの多様な学習が可能になることから、学力の向上が見込まれます。

また、集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨する中で、向上心や社会性、コミュニケーション能力などを育むことにより、児童生徒一人一人の資質と能力を伸ばし、社会で活躍する力を身に付けることができると考えられます。

なお、周辺校の状況や立地等により学校規模適正化が困難な場合には、これらの課題を軽減する取組を行っていく必要があります。

5 市原市における適正な学校規模

2015年1月に国が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、小学校は少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要であり、1学年2学級以上（12学級以上）であることが望ましいとしています。

また、中学校は少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）であることが必要であり、9学級以上であることが望ましいとした上で、法令※1 上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められますとし、学校規模適正化の検討に当たっては、各市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきとしています。

これらを念頭に、本市の実情を踏まえた適正な学校規模を次のとおりとします。

※1 学校教育法施行規則 第41条

《適正な学校規模の考え方》

本市では、きめ細かな学習指導等を行うため少人数学級を推進し、小学校における児童数の上限を35人としています。

しかし、学校や学級の小規模化は、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るためのグループワークや一定の集団が必要な体育・音楽などの学習活動に制約が生じます。

また、学校行事や部活動等の教育活動を行う上で支障を来し、切磋琢磨する場が少なくなることにより、向上心や社会性、コミュニケーション能力が身に付きにくいなど課題も大きくなります。

一方で、広域な市域を有する本市では、学校の統合等により、通学区域が広くなりすぎると、通学距離・時間が長くなることによる弊害も生じます。

これらの点を考慮し、本市においてはきめ細かな指導を行うため、小学校の学級規模35人、中学校の学級規模38人（ただし、中学1年生は35人）を上限とした上で、下限については、学習活動や学校行事、部活動に大きな支障を生じることなく、集団を通じて多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら、一人一人の資質や能力を最大限に伸ばし、確かな学力や社会で活躍する力を身に付けることができる教育環境を確保するため、適正な学校規模を次のとおりとします。

《市原市における適正な学校規模》

- ◇小学校1学年1学級以上（6学級以上）かつ児童数120人以上
（1学級おおむね20人以上35人以下）
- ◇中学校1学年2学級以上（6学級以上）かつ生徒数150人以上
（1学級おおむね25人以上38人以下※）

※ただし、中学1年生は、中1ギャップの解消などを図るため35人以下とする。

6 学校規模適正化の基本的考え方

本市の教育大綱の基本理念である「未来へつなぐ いちはらの教育」の実現に向けて、子どもたち一人一人の資質や能力を最大限に伸ばし、地域への愛着を持って社会の中で活躍できるよう、学校規模の適正化を推進することとします。

学校規模の適正化に当たっては、市内全体の児童生徒数の減少が見込まれることから、学校の統合・集約化により適正化を図ることを原則とします。

ただし、児童生徒の学区外就学が多い学校や隣接校等との統合が困難である学校については、当面の間、児童生徒数の増加策や小規模化の課題の軽減を図られるよう、様々な方策を講ずることとします。

また、小規模学級特認校をモデル的に実施した学校については、複式学級の解消などの一定の成果がみられ、特色ある取組が定着しつつある状況等から、当面は、引き続きこれらの取組の充実を図ることとするものの、再度、複式学級が発生するなどの小規模化の影響が大きくなった場合には、本方針に基づき対応を図ることとします。

過大規模校については、児童生徒数の減少傾向が続くことが見込まれ、中長期的には解消が見込まれることから、今回は学校規模適正化の対象としないこととします。

7 適正化の方策

学校規模の適正化の実施に当たっては、保護者や地域と十分に協議し、合意の上で進めることが重要であることから、保護者等と協議を行う上での基本となる類型を以下に示すこととします。

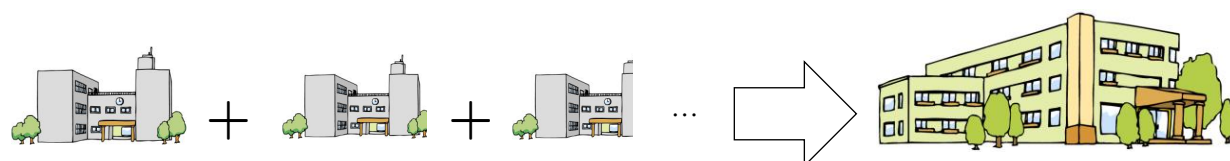
類型1 小規模校を隣接する適正規模校へ統合

小規模校が適正規模校に隣接して存在し、将来も児童生徒数の増加が見込めない学校については、隣接する適正規模校への統合を行う。



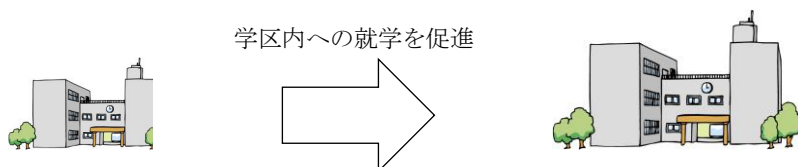
類型2 複数の小規模校等を統合し、適正規模校を設置

一定の地域内に小規模校が点在し、将来も児童生徒数の増加が見込めない場合は、複数の小規模校の統合や適正規模校も含めた統合により、短期間に学校の統廃合が繰り返されることが無いよう、地域全体で学校規模適正化を行う。



類型3 学区外就学が多い場合、学区内への就学を促進し、規模の維持・拡大を図る

学区外就学が多いことに伴い、小規模化が進んでいる学校については、許可事由やニーズ等の分析を行い、学区内への就学を促す取組を進め、当面は、学校規模の維持・拡大に努める。



※ 具現化方策を検討する中で、より十分な成果を挙げるため、説明文中「学区外就学（許可学区を除く）が多いことに伴い」を「学区外就学が多いことに伴い」に修正（2018年7月11日）

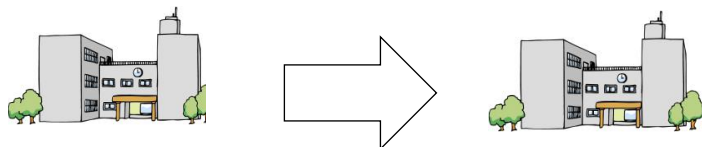
類型4 統合が困難で大規模校等が隣接する場合、特認校制度等による規模の維持

大規模校と小規模校が隣接する学校で、通学区域の変更や大規模校への統合が困難な場合には、特認校制度や教育課程特例校制度の活用など、少人数を生かした指導の充実や学校規模の維持に努める。



類型5 統合すると通学が困難な場合、小規模校の課題軽減策等を講ずる

小規模校であって、統合すると通学時間が1時間以上となる児童生徒が多くなる場合には、できる限り学校の存続に努めることとし、小規模校の課題を軽減する方策を講ずる。



※なお、保護者等と協議を行う中で、合意形成が図られた場合については、学区変更等により適正化を行うことも考えられます。

8 学校規模適正化等に伴う通学支援のあり方

学校の統合・集約化による学校規模適正化の実施に伴い、通学経路や通学距離、通学時間、通学手段等の通学条件が変更となることが想定されます。

このため、児童生徒の負担や安全に配慮するとともに、地域間の公平性等にも配慮し、通学支援の基本的な考え方を次のとおりとします。

(1) 通学支援の基本的考え方

2015年1月に策定された国の手引きでは、適正な通学距離について、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で定める、「小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当である」とし、「通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、地域の実情等を踏まえた通学距離の基準を設定することが望まれる」としています。

また、適正な通学時間についても「おおむね1時間以内」を目安としています。

本市においては、山間部や多雪地域などの地理的条件や気象条件による障害は少ないことから、国の一般的な基準（小学校4km以内、中学校6km以内）を適正な通学距離とし、この距離を超える児童生徒に対して、通学支援を行うこととします。

(2) 通学支援の方策

適正な通学距離を超える場合の通学支援の方策については、中学校卒業後の公共交通手段の確保や地域の人口、児童生徒数維持等の観点から、公共交通の利用を優先することとします。

ただし、公共交通を利用した通学ができない場合には、スクールバスやタクシー等による支援を行うこととします。

また、義務教育であることや子どもの貧困や教育格差などの教育に係わる諸課題等も踏まえ、学校規模適正化により保護者の経済的負担が増えることが無いよう配慮します。

①公共交通利用者への支援

児童生徒の通学距離がおおむね小学校で4km、中学校で6kmを超える場合で、公共交通を利用した通学が可能である場合については、遠距離通学費補助金等の活用により、運賃に対する支援を行います。

②スクールバス等の運行による支援

児童生徒の通学距離がおおむね小学校で4km、中学校6kmを超える場合で、公共交通を利用した通学ができない場合については、スクールバスやタクシー等の運行による通学への支援を行います。

9 学校の活性化及び教育内容の充実に向けた方策

学校規模の適正化の検討と併せて、必要に応じて、学校の活性化や教育内容の充実等に向けた方策の導入や実施について検討することとします。

市原市学校規模適正化検討委員会からの答申においては、例として次の6つの方策が示されました。今後、これらを含めた諸方策の導入について検討を行い、地域の実情に応じた教育の一層の充実を図ることとします。

<市原市学校規模適正化検討委員会からの提言>

(1) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育は、中1ギャップの解消や学力・体力の向上などの効果があることから、小中一貫教育のさらなる推進が望まれます。

このため、今後、学校の統合等により、1小1中となる地域においては、保護者等の意向も踏まえながら、現在、全市的に進めている連携型小中一貫教育から、さらに系統性や連続性を深めた教育カリキュラムを行う「並立型」小中一貫教育を導入するとともに、児童生徒数の状況や校舎等の老朽化・長寿命化への対応時期を踏まえ、加茂学園で実施し、より高い効果が見込まれる一体型小中一貫教育へ移行することなどが考えられます。

(2) コミュニティスクールの推進

コミュニティスクールは、地域の方々と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」となることを目指し、将来の地域を担う人材の育成や学校を核とした地域づくりを推進するものです。

本市では、これまで導入事例は無い状況ですが、市原市教育大綱の基本理念である「未来へつなぐ いちはらの教育」における「市民・地域の力『市原力』を教育に活用することにより、一人一人の資質と能力を最大限に伸ばし地域への誇りと愛着を持ち社会の中で活躍する人材を育む教育」の実現に有効であると考えられることから、学校の統合等に向けた保護者等の協議の場を生かし、保護者等の意向も踏まえながら積極的な導入が望まれます。

(3) 小規模学級特認校

小規模学級特認校は、小規模学級の良さを生かすとともに、特色ある教育を行うため、一定の条件を付した上で、市内全域からの就学を認める制度です。

本市においては、2013年度から国府小学校と海上小学校で実施しており、複式学級の解消や地域コミュニティの活性化等の成果が挙がっています。

しかし、授業展開や音楽・体育などでは小規模校であることに伴う制約が解消できないといった課題もあります。

また、市全体の児童生徒数が減少傾向にあることから、周辺校との統合が困難

であり、近隣に大規模校があるなど、児童生徒の就学が見込める地域に限定して実施することが望まれます。

さらに、小規模校を生かした特色ある教育内容等の一層の充実を図り、本市の教育を牽引する役割を担うことも考えられます。

(4) 教育課程特例校制度

教育課程特例校制度は、文部科学大臣が学校教育法施行規則第 55 条の 2 に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度です。

プログラミング教育やキャリア教育などの先進的な取組や地域の自然・文化・伝統・産業資源等を生かした体験的・問題解決的活動を取り入れた特別なカリキュラムを編成することなどが考えられます。

(5) 市原版チェーンスクール等の検討・導入

徳島県では、小中一貫教育のモデル事業として、同じ地域に分散する小中学校が合同授業などを行う「チェーンスクール」や校舎が同じ敷地にある特長を生かし、教職員が学校の垣根を越えて児童生徒を指導する「パッケージスクール」を展開しています。

本市では、小規模校であって、統合すると通学時間が長くなりすぎるなど、統合が困難な学校において、小規模校の課題を軽減する方策として、隣接校との合同の授業や行事、教職員の相互派遣、ICTを活用した遠隔授業やディスカッション、プレゼンテーション、部活動の合同実施などが考えられます。

(6) 部活動推進事業（特色ある部活動による魅力ある学校づくり）

特色ある部活動の設置や中学校の部活動における外部指導者の活用、高等学校や大学、総合型地域スポーツクラブ等との連携等により、部活動による特色ある学校づくりを推進することが考えられます。

10 本方針の具現化に向けて

本方針は、子どもたち一人一人の資質と能力を最大限に伸ばしていくために必要な教育環境の向上を最優先とする観点から、地域や学校において、地域特性を踏まえた学校規模適正化の検討を進めるための端緒となる方向性や考え方を示すものです。

このため、本方針の具現化に向けては、児童生徒数の推計結果や推移を踏まえるとともに、市の公共資産マネジメントに基づく取組等との調整を図り、適正化の対象となる学校や地域、規模の維持・拡大を図るべき学校、スケジュール等の具体的な取組方法について、教育委員会において実行プランを策定することとします。

その上で、対象となった学校や地域の特性や実情等を踏まえた、学校規模適正化の方策や学校の活性化及び教育内容の充実に向けた方策の具体的な方法等について、地域の方々や保護者と教育委員会事務局が十分な協議・調整を行い、合意形成を図った上で具現化を図ります。

また、本方針の内容については、将来の予測が困難な時代の中で、急激な社会変化等に対応できるよう、中間時点で検証を行い、必要に応じて修正や見直しを図ることとします。

さらには、統合を行う場合には、交流活動や合同行事を実施するなど、児童生徒の不安解消などにも十分に配慮します。

資料編

●策定経過

日付	区分	議題等
平成 28 年 7 月 1 日	市原市学校規模適正化検討委員会設置	市原市附属機関設置条例の改正
平成 28 年 8 月 18 日	第 1 回検討委員会	策定方針説明 学校を取り巻く状況説明 等
平成 28 年 10 月 7 日	第 2 回検討委員会 ※同日、加茂学園（小中一貫教育校）、 海上小学校（小規模学級特認校）視察	諮問、骨子案の検討、小中一貫 教育校・小規模学級特認校の有 効性検証報告 等
平成 28 年 11 月 21 日	第 3 回検討委員会	骨子案について 通学支援のあり方について 等
平成 29 年 2 月 3 日	第 4 回検討委員会	素案について 等
平成 29 年 4 月 28 日	第 5 回（平成 29 年度第 1 回）検討委員会	最終案について 等
平成 29 年 5 月 19 日	検討委員会から答申提出	
平成 29 年 6 月 30 日 ～平成 29 年 7 月 31 日	答申に対する意見募集	
平成 29 年 7 月 8 日	市民説明会	午前：南総公民館 午後：三和コミュニティセンター
平成 29 年 7 月 15 日	市民説明会	午前：八幡公民館 午後：五井公民館
平成 29 年 8 月 21 日	第 6 回（平成 29 年度第 2 回）検討委員会	基本方針（案）について 答申に対する意見について 等
平成 29 年 9 月 26 日	教育委員会定例会にて基本方針議決	

● 諮問書

市教総第 1 1 8 7 号
平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日

市原市学校規模適正化検討委員会
委員長 土田 雄一 様

市原市教育委員会
教育長 前田 周一

市原市の学校規模適正化に係る基本的な方針について（諮問）

このことについて、市原市附属機関設置条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

市原市の学校規模適正化に係る基本的な方針について

● 答申書

平成 2 9 年 5 月 1 9 日

市原市教育委員会
教育長 前田 周一 様

市原市学校規模適正化検討委員会
委員長 土田 雄一

市原市の学校規模適正化に係る基本的な方針について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日付け市教総第 1 1 8 7 号で諮問のあったこのことについて、「市原市学校規模適正化基本方針」をとりまとめましたので、別紙のとおり答申します。

※受領した基本方針（答申）については、市ウェブサイトにて公開しています。

●市原市学校規模適正化検討委員会 委員長あいさつ文

(市原市学校規模適正化基本方針(答申)から抜粋)

はじめに

今日、私たちを取り巻く社会は、少子高齢化等による人口構造の変化、グローバル化や情報化の進展、雇用環境の変容など、社会構造の大きな転換期にあります。

21世紀の社会は「知識基盤社会」ともいわれ、社会のあらゆる領域で知識・情報・技術の重要性が増し、情報技術の飛躍的深化や人工知能などの発達等により、社会の変化は、さらに加速すると予測されています。

この変化の激しい社会の中で、子どもたちが未来を切り拓き、社会で活躍するためには、主体的に学ぶ力や課題解決力、新たな価値を創造する力などを身に付け、一人一人の資質と能力を最大限に伸ばしていく必要があります。

これまで市教育委員会では、学校の小規模化に対応するため、平成19年7月に有識者で組織される市原市学校規模適正化検討委員会がまとめた「市原市における学校規模適正化の基本的な考え方」に基づき、学校規模の適正化を進め、複式学級の解消や小中一貫教育校の開設等を行ってきました。

しかし、さらなる学校の小規模化が進行し、急激な社会の変化への対応が求められる中、新たな学校規模適正化の方針づくりが必要となりました。

そこで、市教育委員会では、今後の学校規模適正化の方針を検討するため、新たに学識経験者、保護者代表、地域代表、教職員関係者、市民公募委員で構成する「市原市学校規模適正化検討委員会」を設置したところです。

当委員会では、市教育委員会からの諮問を受け、本市の学校小規模化の状況、児童生徒数の推計、学区外通学等の学校を取り巻く状況、小中一貫教育等の関連施策の評価、国の政策動向などを踏まえ、子どもたち一人一人の資質と能力を最大限に伸ばしていくために必要な「より良い教育環境づくり」の観点を最優先に議論を重ね、このたび、適正な学校規模や適正化の方策等の新たな学校規模適正化の方向性を報告書としてとりまとめました。

そして、当委員会は、本方針が市原市教育大綱の基本理念である「未来へつなぐ いちはらの教育」の実現に向けた一助となり、本市の子どもたち一人一人が、変化の激しい社会を生き抜く力をしっかりと身に付け、その資質や能力を生かして、将来、様々な場面で活躍すること切に願っております。

市原市学校規模適正化検討委員会 委員長 土田 雄一

おわりに

本方針は、市原市教育委員会の諮問を受け、学識経験者、学校関係者、保護者、町会関係者、市民公募委員で構成される「市原市学校規模適正化検討委員会」において、児童・生徒の教育環境の向上を最優先に考えるとともに、都市的地域と過疎地域等を有する本市の実情等を踏まえ、適正な学校規模や学校規模適正化の基本的考え方、適正化の方策等を報告書としてまとめました。

今後は、教育大綱の基本理念である「未来へつなぐ いちはらの教育」の実現に向けて、本方針に基づく学校規模適正化を早期に実施されることを期待するものです。

一方で、学校は地域コミュニティや防災、文化、スポーツ等の拠点としての機能を有し、各々の学校が伝統や文化を地域住民とともに育んできた歴史を有しています。

このため、本方針の具現化に当たっては、市のまちづくりの方針等も踏まえつつ、各学校や地域のより詳細な実情を踏まえて、保護者や地域住民と十分に協議・調整を行い、理解と協力のもとで進められることが望まれます。

さらには、教育委員会事務局の丁寧な取組を期待するとともに、学校規模適正化の検討を契機として、今後の学校の活性化や教育内容の充実に向けて、保護者や地域住民との前向きな議論が行われ、変化の激しい社会に対応した、未来へつながる教育環境づくりや地域づくりが進められることを心より願っています。

●市原市学校規模適正化検討委員会 委員名簿（平成28年8月18日 委嘱時点）

〔任期：平成28年8月18日から平成30年8月17日まで〕

	氏名	選出区分	組織名	役職
1	土田 雄一	学識経験者	千葉大学	教授
2	鐵本 和弘	学識経験者	帝京平成大学	教授
3	鎗田 良子	学識経験者	元市内小学校長	
4	潤間 和子	小中学校教職員	市原市小学校長会	総務・会計
5	山本 哲也	小中学校教職員	市原市中学校長会	副会長
6	豊岡 義行	児童・生徒の保護者	市原市PTA連絡協議会	会長
7	鶴岡 三津子	児童・生徒の保護者	市原市PTA連絡協議会	副会長
8	鳥海 哲男	地域の実情に精通する者	市原市町会長連合会	会長
9	小池 佑治	地域の実情に精通する者	市原市町会長連合会	副会長
10	御簾納 正一	公募		

